

○大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程

(平成6年4月15日公安委員会規程第3号)

改正 平成8年8月30日公安委員会規程第2号 平成12年2月25日公安委員会規程第1号
平成14年5月24日公安委員会規程第7号 平成19年6月1日公安委員会規程第5号
平成21年10月16日公安委員会規程第11号 平成24年3月1日公安委員会規程第1号
平成29年3月2日公安委員会規程第4号

普通免許又は二輪免許を受けようとする者に対する講習規程を次のように定める。

大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する講習のうち、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するもの(以下「講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する大型免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習をいう。
- (2) 中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する中型免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習をいう。
- (3) 準中型車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する準中型免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習をいう。
- (4) 普通車講習 法第108条の2第1項第4号に規定する普通免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習をいう。
- (5) 大型二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する大型二輪免許を受けようとする者に対する大型自動二輪車の運転に関する講習をいう。
- (6) 普通二輪車講習 法第108条の2第1項第5号に規定する普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習をいう。
- (7) 第一種免許に係る応急救護処置講習 法第108条の2第1項第8号に規定する講習のうち、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関するものをいう。

(講習の実施)

第3条 講習は、岡山県警察本部長が行うものとする。ただし、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が他の者に委託したときは、この限りでない。

(講習科目等)

第4条 講習の科目及び時間等は、別表のとおりとする。

(講習の委託条件)

第5条 法第108条の2第3項の規定により講習を委託する場合の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 講習を行うために必要な講習指導員(以下「指導員」という。)を置いていること又は置くことができると認められること。
- (2) 講習を行うために必要な施設及び教材を有していること。
- (3) 前条の講習科目等に従うほか、本部長が別に定める大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習実施要領に従った講習が実施できると認められること。
- (4) 指導員が運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたときその他指導員として適当でないと思われ得る事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(指導員の資格)

第6条 指導員の資格については、次のとおりとする。

- (1) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習及び普通二輪車講習の指導員は、法第99条の3第4項の規定によりそれぞれ行おうとする講習の区分に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は必要な技能及び知識を有すると公安委員会が認めた者であること。
- (2) 第一種免許に係る応急救護処置講習の指導員は、第一種免許に係る応急救護処置指導者養成講習を修了した者で第一種免許に係る応急救護処置指導員として公安委員会が認定したものであること。

(講習の委託解除)

第7条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、講習の委託を解除するものとする。

- (1) 第5条に規定する委託の条件に違反した場合
- (2) 講習の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わない場合
- (3) 公安委員会において委託の必要がないと思われ得る事情が生じた場合

(指導及び監督)

第8条 公安委員会は、講習を委託した場合は、委託条件の遵守状況等について監督するとともに、必要な報告を求め、適宜講習内容等について指導又は助言を行うものとする。

2 公安委員会は、指導員の技術及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

附 則

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 1 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

別表(第 4 条、第 5 条関係)

1 大型・中型車講習

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	貨物自動車の特性を理解した運転	1 時間
		危険を予測した運転	1 時間
	討議	危険予測ディスカッション	1 時間
悪条件下での運転	実技	夜間の運転	1 時間
		悪条件下での運転	

2 準中型車講習

(1) 準中型自動車を使用した講習

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	貨物自動車の特性を理解した運転	1 時間
		危険を予測した運転	1 時間
	討議	危険予測ディスカッション	1 時間
悪条件下での運転	実技	夜間の運転	1 時間

		悪条件下での運転	
--	--	----------	--

(2) 普通自動車を使用した講習(現に普通免許を受けていないものに限る。)

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	危険を予測した運転	1 時間
	討議	危険予測ディスカッション	1 時間
高速道路での運転	講義	高速道路での運転に必要な知識	1 時間
	実技	高速道路での運転に必要な技能	1 時間

3 普通車講習

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	危険を予測した運転	1 時間
	討議	危険予測ディスカッション	1 時間
高速道路での運転	講義	高速道路での運転に必要な知識	1 時間
	実技	高速道路での運転に必要な技能	1 時間

4 大型・普通二輪車講習

事項	方式	講習科目	時間
危険を予測した運転	実技	危険を予測した運転	1 時間
	討議・講義	危険予測ディスカッション	1 時間
		二人乗り運転に関する知識	
	実技・実車	ケース・スタディ(交差点)	1 時間
交通の状況及び道路環境に応じた運転			

5 第一種免許に係る応急救護処置講習

事項	方式	講習科目	時間
応急救護処置	講義	応急救護処置とは	1 時間
		実施上の留意事項	
		救急体制	
		応急救護処置の基礎知識	
	実技	応急救護処置の基本	2 時間
		応急救護処置の実践	
まとめ			